

特定非営利活動法人はぐ

総会規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人はぐの総会の運営に関し必要な事項について規程し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(総会の種別と構成)

第2条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、正会員をもって構成する。

(機能)

第3条 総会は、定款に定める以下の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任、職務及び報酬

(総会の開催)

第4条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面あるいは電子媒体をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規程により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第5条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規程による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面あるいは電子媒体をもって、少なくとも開会日の5日前まで通知しなければならない。

(総会の議長)

第6条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第7条 総会は、正会員数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第8条 総会における議決事項は、第5条第3項の規程によってあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合はこの限りではない。

2. 総会の議事は、この定款に規程するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第9条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3. 前項の規程により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第10条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3. 前2項の規程に関わらず、正会員全員が書面あるいは電磁的記録により同意の意思表示を示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を書面又は電磁的記録によって作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

1. この規程は令和3年6月1日から施行する。